

平成29年5月10日

答申第777号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会船橋営業センターの職員が受信契約に訪れた政治家に対して、法律・規約違反の対応をしている。何故このような対応が可能なのか」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

なお、NHKでは放送法に基づき適切に営業活動を進めていることを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成29年5月10日（第249回審議委員会）

第790号諮問、審議、答申